



札幌市教育委員会告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成15年条例第33号）第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和5年3月15日

札幌市教育委員会
教育長 檜田



記

- 1 指定管理者の名称
北方コンソーシアム
- 2 管理を行わせる施設の名称及び所在地
札幌市北方自然教育園
札幌市南区白川
- 3 管理を行わせる期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
- 4 管理業務の範囲
 - (1) 統括管理業務
 - (2) 施設・設備等の維持管理に関する業務
 - (3) 事業の計画及び実施に関する業務
 - (4) 施設の利用等に関する業務
 - (5) 管理業務に付随する業務
- 5 利用料金に関する事項

地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用するため、指定管理者は、利用者が支払う利用料金を自らの収入とすることができます。

また、利用料金は、札幌市北方自然教育園条例及び札幌市北方自然教育園条例施行規則で定める額を上限として、指定管理者が札幌市教育委員会の承認を得て定めることができます。

(案2)

札幌市教育委員会告示第 号



地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成15年条例第33号）第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和5年3月 日

札幌市教育委員会

教育長 檜田 英樹

記

- 1 指定管理者の名称
北方コンソーシアム
- 2 管理を行わせる施設の名称及び所在地
札幌市北方自然教育園
札幌市南区白川
- 3 管理を行わせる期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
- 4 管理業務の範囲
 - (1) 統括管理業務
 - (2) 施設・設備等の維持管理に関する業務
 - (3) 事業の計画及び実施に関する業務
 - (4) 施設の利用等に関する業務
 - (5) 管理業務に付随する業務
- 5 利用料金に関する事項

地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用するため、指定管理者は、利用者が支払う利用料金を自らの収入とすることができます。

また、利用料金は、札幌市北方自然教育園条例及び札幌市北方自然教育園条例施行規則で定める額を上限として、指定管理者が札幌市教育委員会の承認を得て定めることができます。